

2008

安全報告書



近畿日本鉄道株式会社

目次

1.	ごあいさつ	1
2.	輸送の安全確保に関する基本的な考え方	2
2-1	安全方針	
2-2	安全目標	
3.	輸送の安全の実態	4
3-1	鉄道運転事故	
3-2	輸送障害	
3-3	索道運転事故	
4.	安全管理体制と方法	6
4-1	安全管理体制	
4-2	安全管理方法	
5.	安全への取り組み	10
5-1	安全重点施策	
5-2	踏切における安全対策	
5-3	駅における安全対策	
5-4	列車運行における安全対策	
5-5	テロ対策	
5-6	防災対策	
5-7	事故・災害に対する緊急時対応訓練	
5-8	社員教育	
5-9	安全への投資	
6.	お客さま、沿線のみなさまとともに	27
6-1	ご利用のお客さま、沿線のみなさまとともに高める安全	
6-2	ご利用のお客さまへのお願い	
7.	近畿日本鉄道に関するお問合せ	30

1. ごあいさつ

平素は、近畿日本鉄道をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当社は、明治43年の創業以来、公共輸送機関としての使命を果たすべく沿線のみなさまのご理解とご支援のもと、2府3県の地域で1日約160万人のお客様にご利用いただいています。現在、鉄道事業のほか、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業を中心に事業活動を行っておりますが、これらは全てみなさまの信頼で成り立っており、その信頼の根幹は安全の確保に他なりません。しかしながら、昭和46年に大阪線総谷トンネル内（複線化により現在は廃止）にて発生した列車衝突事故など、過去より幾度の死傷事故を発生させ、その都度ご利用したお客様に多大なご迷惑をお掛けしました。今後も過去の事故を決して忘れることなく、全ての事業において「お客様の安全最優先」を念頭に取り組んでまいります。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、「輸送の安全」を確保する取り組みをみなさまに広く紹介するために作成しております。その取組みの一部を紹介すると、より保安度の高い新型速度制限ATS（自動列車停止装置）の設置工事に2007年度から着手し、本年6月より主要路線の一部で使用を開始しました。また、GPS（全地球測位システム）を利用し列車の位置情報を用いて運転士に注意喚起を行う「運転士支援システム」を本年3月に導入しました。各職場においても安全管理体制の一層の強化を図るため、運輸安全マネジメントに基づくPDCAサイクルの実践により継続的改善の持続に努め、よりハイレベルな「安全」の実現を目指しております。

「安全の確保は輸送の生命」であります。今後も弛むことなく、真摯に、着実に、さらなる安全の向上に努めてまいります。みなさまには是非、本報告書をご高覧いただき、忌憚のないご意見を賜れば幸いに存じます。

近畿日本鉄道株式会社

取締役社長

小林 哲也



2. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

－「安全最優先の意識」の徹底－

近畿日本鉄道では企業活動の基本となる【企業行動規範】において、「お客様の安全を最優先します。」と定めています。更に鉄道だけでなく、不動産、流通、ホテル・レジャーの全ての事業活動において、役員、社員の一人ひとりが安全に対する意識を高く持ち、それぞれの業務に取り組むため、2006年7月に【安全方針】を制定いたしました。

2-1 安全方針

当社が事業を行ううえで、第一にお客様の安全を考えるという強い意志を改めて示すとともに、無事故を目指して行動すべき項目を定めています。

安全方針

お客様や地域の皆様の安全・安心を確保し、信頼される企業として社会の発展に貢献していきます。

近鉄グループでは、本方針を達成すべく、以下の各項目を念頭に、4つのコア事業（鉄道、不動産、流通、ホテル・レジャー）を中心に各事業において安全性向上に積極的に取り組んでまいります。

1. 事業活動においては、お客様の安全確保を第一に考えます。
2. 安全確保のため、日頃から危険要素の排除に努めます。
3. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指します。
4. 万が一事故・災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げます。
5. 安全に関する教育、訓練、研修等を適時適切に実施します。

近畿日本鉄道では、「企業行動規範」や「安全方針」のほか「わたしたちが目指すもの」「法令倫理指針」「環境方針」「CS方針」といった事業を進めるうえでの企業理念について、いつでもどこでも確認できるように携帯用カードにして、役員、社員全員に配布しています。



携帯用カード（両面三折り）

2-2 安全目標

「企業行動規範」「安全方針」に基づき、社内組織全体に、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底します。また、お客さまの安全を確かなものとするため、

- ・当社責任によるお客さまの死傷事故を発生させない。
- ・踏切障害事故などの鉄道運転事故を削減する。

を目標として努力してまいります。

3. 輸送の安全の実態

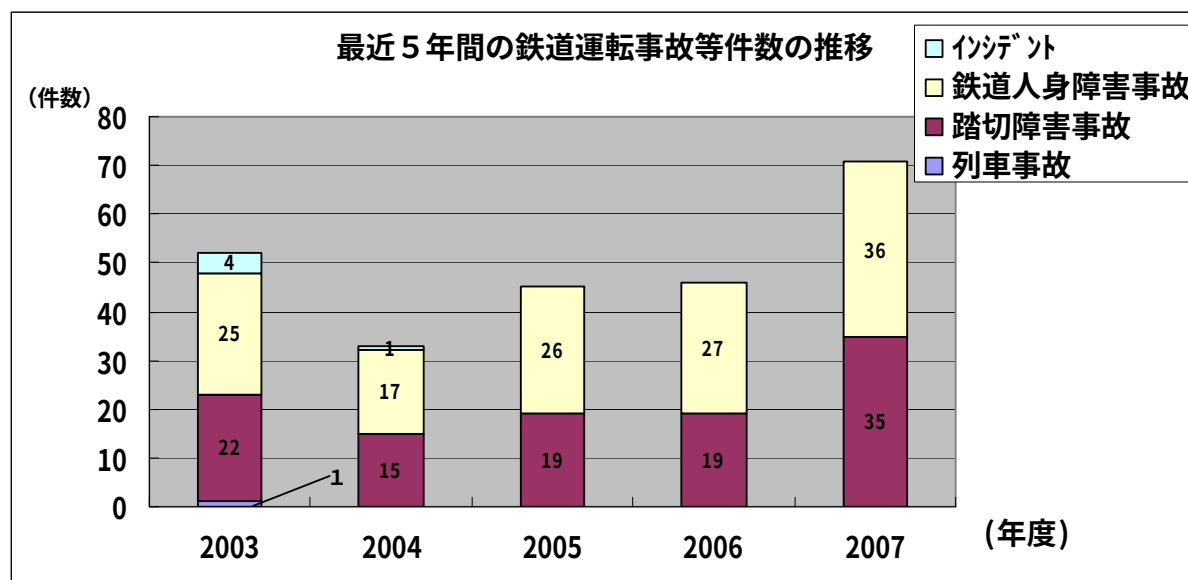
2007年度に発生した鉄道および索道の事故等については、鉄道運転事故は71件（踏切障害事故35件、鉄道人身障害事故36件）、輸送障害は32件ありましたが、その他の鉄道運転事故、索道運転事故およびインシデントは発生していません。

3-1 鉄道運転事故

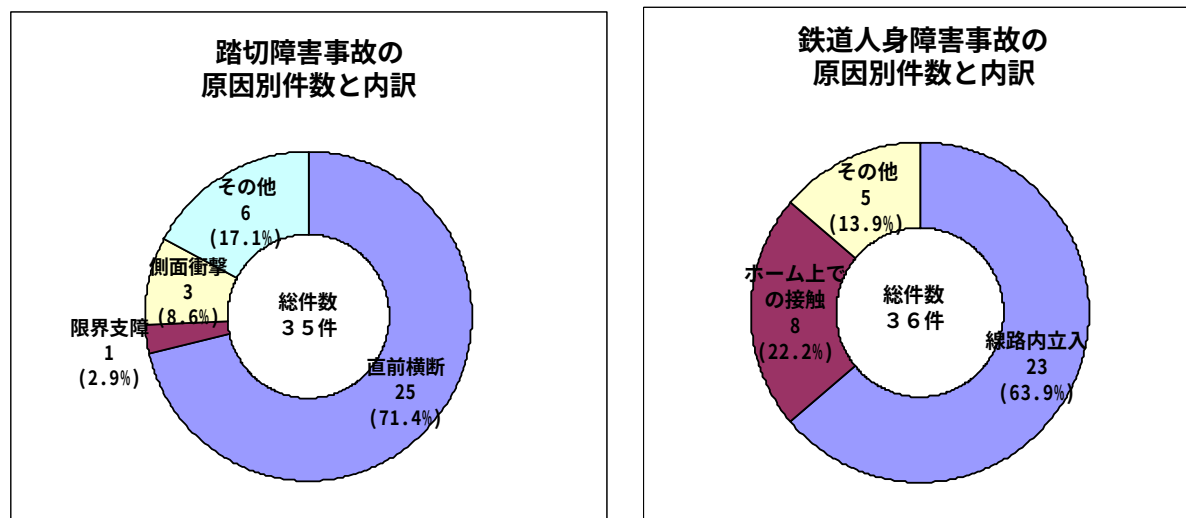
近畿日本鉄道で最近5年間に発生した鉄道運転事故等件数の推移を以下に示します。

(年度・件数)

事故種別	2003	2004	2005	2006	2007
列車衝突事故	0	0	0	0	0
列車脱線事故	1	0	0	0	0
列車火災事故	0	0	0	0	0
踏切障害事故	22	15	19	19	35
鉄道人身障害事故	25	17	26	27	36
インシデント	4	1	0	0	0

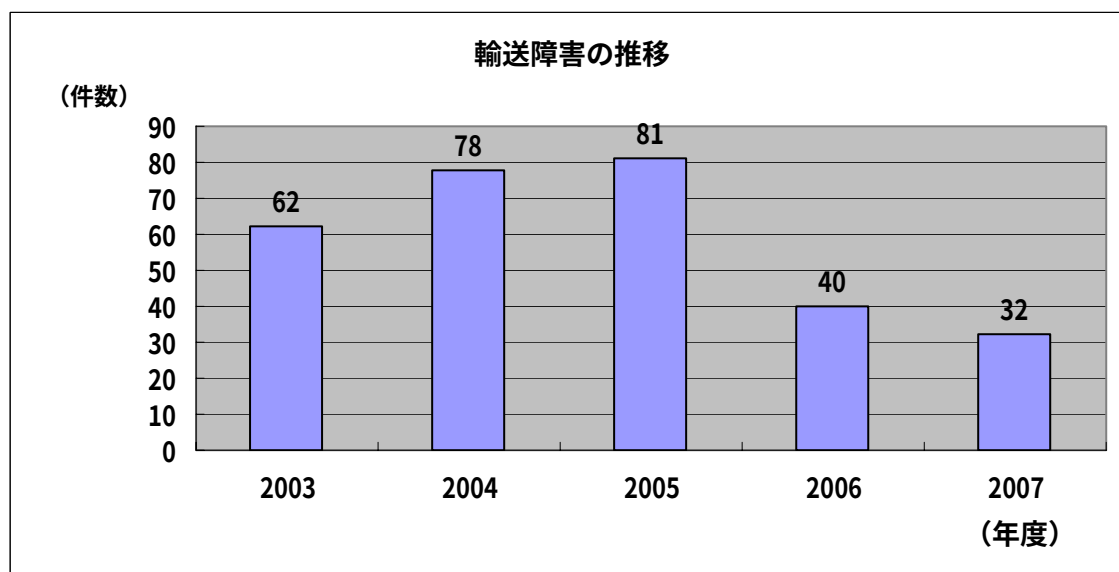


2007年度に発生した踏切障害事故および鉄道人身障害事故の原因別件数を以下に示します。



3-2 輸送障害

最近5年間に発生した輸送障害件数の推移を以下に示します。



3-3 索道運転事故

近畿日本鉄道の葛城索道線（ロープウェイ）で最近5年間、索道運転事故等は発生していません。

（年度・件数）

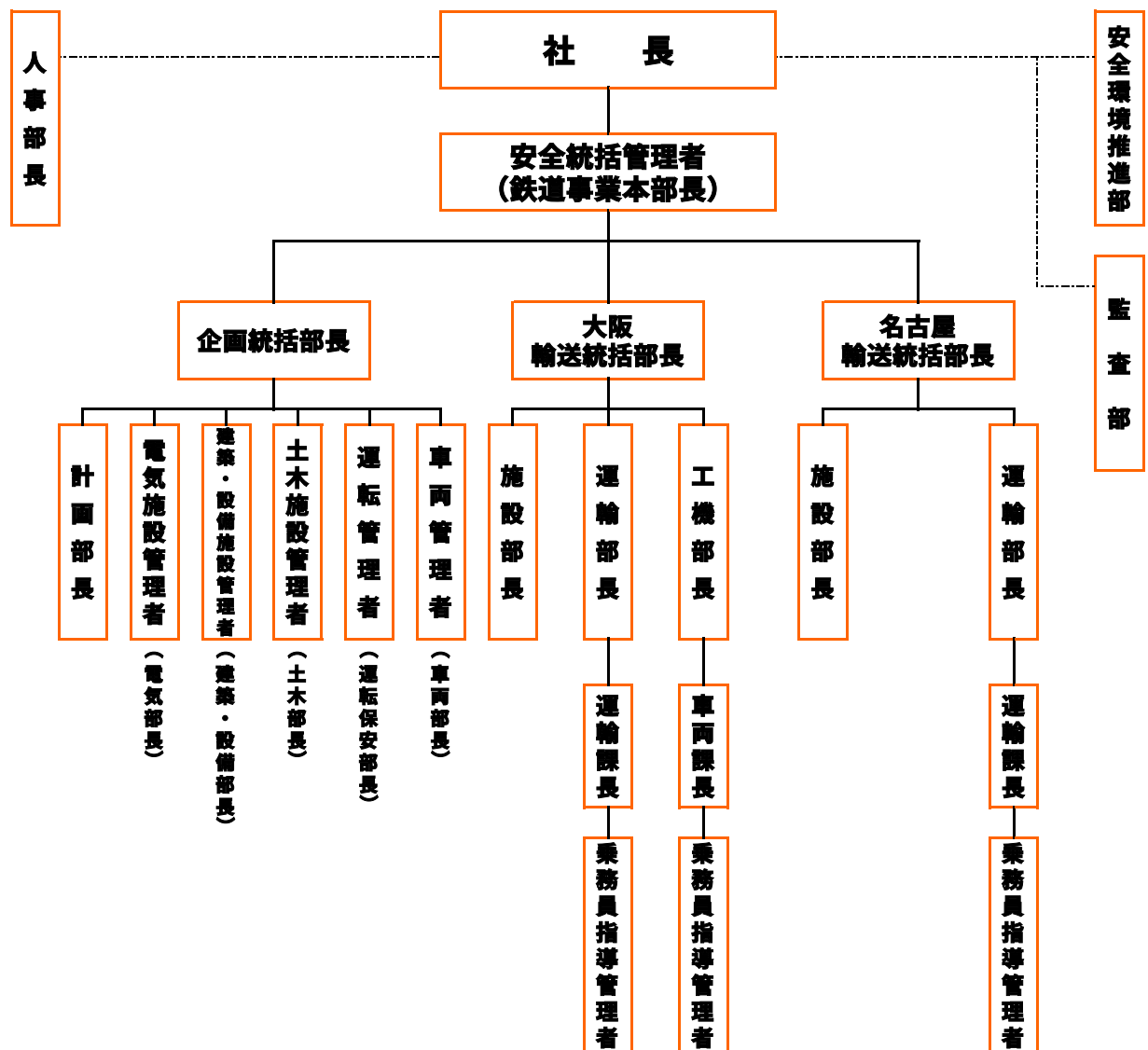
事故種別	2003	2004	2005	2006	2007
索道運転事故	0	0	0	0	0
インシデント	0	0	0	0	0

4. 安全管理体制と方法

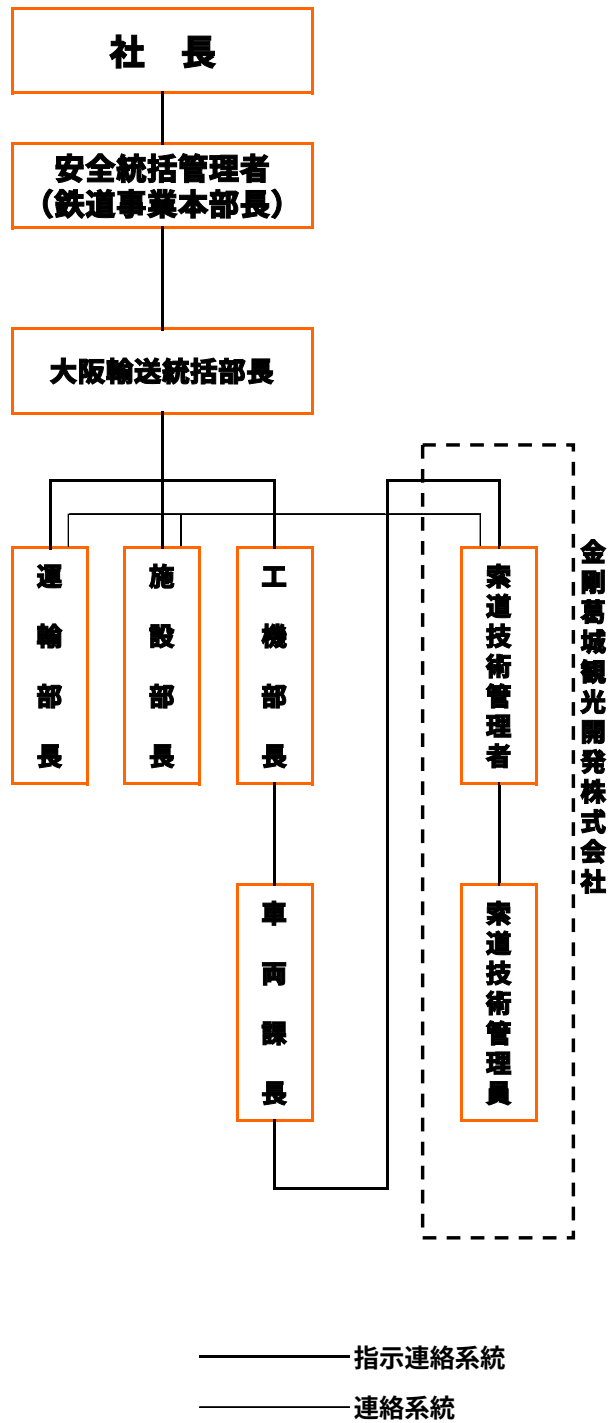
4-1 安全管理体制

2006年10月に鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、輸送の安全の向上を目的として、安全管理規程を制定しました。同規程では、輸送の安全を確保するための基本方針を示すとともに、鉄道および索道の安全を統括する安全統括管理者を定め、鉄道・索道事業の各分野における安全の確保に関する責任者の役割、権限などを定めています。

安全管理体制図（鉄軌道）



安全管理体制図（索道）



4-2 安全管理方法

近畿日本鉄道では、安全を確保するために様々な社内制度を設けており、各分野において安全性向上のための方針の決定や取り組みの審議を行っています。

(1) 安全推進委員会

各事業本部の安全リスクを全社的視点で評価し、適正なリスク管理を行い無事故を目指していくものです。

(2) 事故防止対策委員会

運転事故の根絶を図るため、運転保安に関する事項を総合的に審議しています。

(3) 災害対策委員会

自然災害に対する列車運転の安全確保のため、鉄道施設に対する自然災害の防止対策を検討しています。

(4) トップによる現業職場巡視

社長はじめ安全統括管理者である鉄道事業本部長や鉄道部門管理職が鉄道の安全を支える現場を巡視し、現場の取り組み状況を確認するとともに意見交換を通じて、安全管理状態の確認を行っています。

〔社長の現業職場巡視および意見交換〕



乗務員職場の巡視



現業職場長との意見交換

(5) 「事故の芽」情報の活用

社員が体験した「ヒヤリハット」や「社員の気付き」などを集めるしくみを職場に導入し、事故の芽の抽出に努めています。さらに、抽出した「事故の芽」情報の具体的な事象を共有化し、教育教材として使用したり、分析結果を設備投資計画に反映することにより、事故の発生防止に努めています。

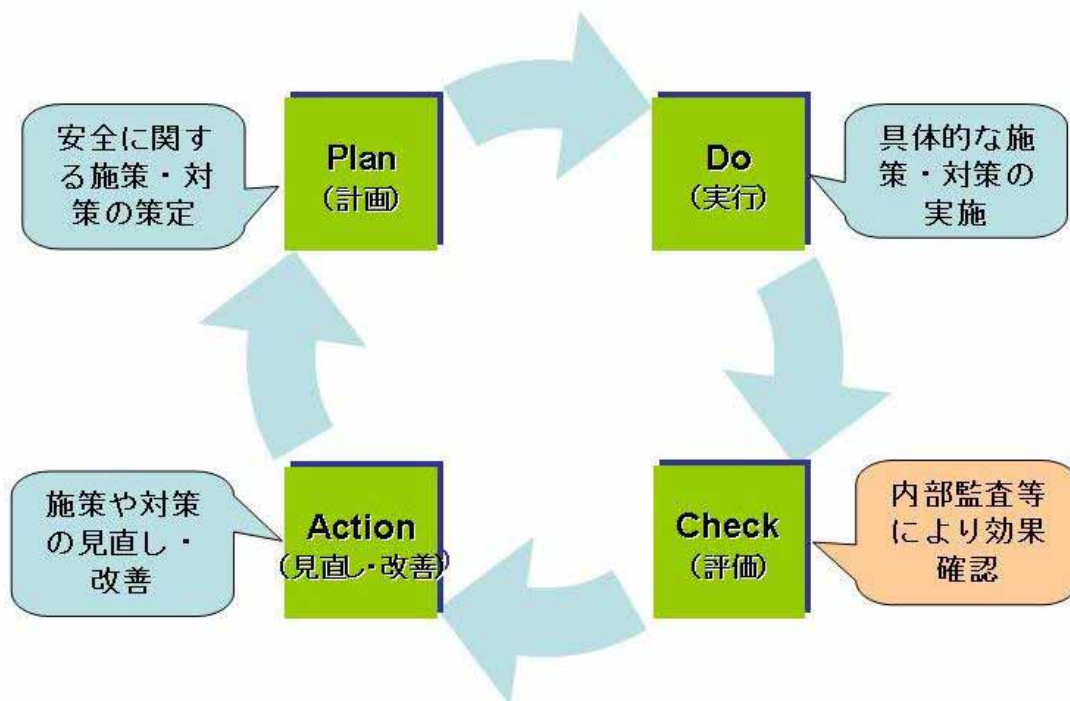
(6) 内部監査の実施

運輸安全マネジメントの一環として、〔計画（Plan）→行動（Do）→確認（Check）→改善（Action）→新たな計画（Plan）〕を確認するために各職場の内部監査（Check）を実施し、意見を聞くことにおいて継続的な安全性の向上を図っています。



内部監査の状況

安全管理体制に係るPDCAサイクル



5. 安全への取り組み

5-1 安全重点施策

(1) 「事故の芽」情報の分析および対策の実施

鉄道運転事故、索道運転事故、輸送障害、インシデントには至らないまでも、これに発展する可能性のある軽微なミス、トラブル、ヒヤリ・ハットの事象については、「事故の芽」として情報収集に努めています。また、抽出した「事故の芽」情報は分析や対策を行い、共有することにより、事故の発生防止に努めます。

(2) 立体交差化工事の推進

踏切における安全対策として、最も効果的な線路と道路との立体交差化工事を推進しています。

※詳細はP 11. 12 参照

現在立体交差化工事施行中の区間

- ・ 奈良線八戸ノ里・瓢箪山間連続立体交差化工事
- ・ 名古屋線川原町駅付近連続立体交差化工事
- ・ 名古屋線伏屋駅付近立体交差化工事

(3) 新型ATSの導入

曲線、分岐、駅近接踏切等の線路条件に応じて速度制限を行う新型ATSシステムを導入します。

※詳細はP 17 参照

(4) 列車運行管理システムの導入（名古屋地区）

大阪地区で運用している列車運行管理システムを、名古屋地区にも導入します。

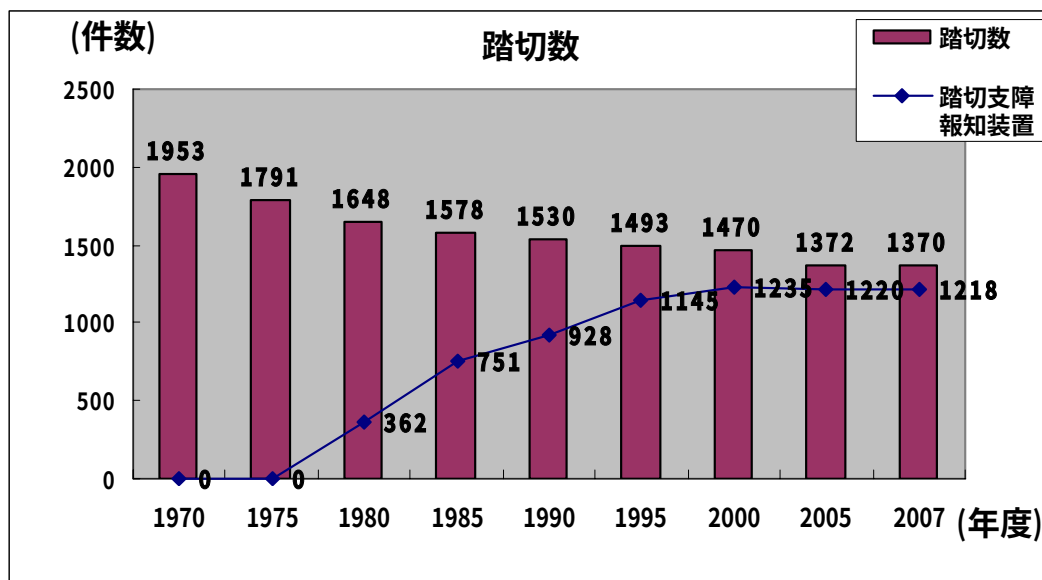
※詳細はP 18 参照

(5) 異例事態に対応する体制の構築

列車事故や大地震などの異例事態が発生した場合に対応する規程や体制などを整備します。

5-2 踏切における安全対策

近畿日本鉄道では、関係自治体と協力して立体交差化や踏切道の統廃合によって、踏切の解消に努めています。その結果、1970年には1953箇所あった踏切は、2008年3月では1370箇所までに減少しています。また、踏切道内での異常を知らせる踏切支障報知装置の設置も進めています。



(1) 踏切解消の推進

これまでに実施したおもな立体交差化は以下のとおりです。

区 間	施行区間 (m)		廃止 踏切数	完成年月
	工事区間	高架区間		
今 川－河内天美	2, 5 7 8	2, 4 1 0	9	昭和51年 2月
今 里－長 瀬	2, 4 1 1	2, 1 1 1	19	昭和52年 6月
布 施－八戸ノ里	2, 8 2 7	2, 5 6 1		
近鉄郡山－平 端	1, 0 8 7	6 0 0	6	昭和52年 6月
久宝寺口－河内山本	2, 1 8 8	1, 8 8 9	6	昭和53年12月
富田林西口－滝谷不動	8 3 2	4 8 3	1	昭和57年 9月
伊勢田－久津川	1, 5 0 0	9 9 7	4	昭和62年10月
大阪阿部野橋－針中野	3, 4 1 0	2, 9 5 8	16	昭和62年12月
戸 田－伏 屋	1, 3 4 4	1, 0 2 6	4	平成 2年 3月
一 分－生 駒	8 4 2	3 5 8	5	平成 6年 2月
東 寺－竹 田	1, 9 7 7	1, 8 0 6	6	平成11年 1月
古 市－喜 志	7 1 4	3 7 4	1	平成15年 9月
伏 屋－黄 金	3, 3 8 8	2, 8 6 0	7	平成17年 5月
興 戸－近鉄宮津	8 5 0	4 5 0	2	平成17年 8月

現在施工中の区間は、奈良線八戸ノ里～瓢箪山間、名古屋線川原町駅付近と名古屋線伏屋駅付近であり、完成後に廃止される踏切道はそれぞれ9箇所、5箇所、3箇所です。



奈良線 八戸ノ里～瓢箪山間連続立体交差化工事

(2) 踏切支障報知装置の設置

踏切事故を防止するため、踏切内に侵入した自動車などを列車に報知するために、次の踏切支障報知装置を設置して運転保安度の向上を図っています。

[踏切障害物検知装置]

踏切道内においてエンストまたは落輪した自動車などの障害物を赤外線により自動的に検知して、防護無線を発信させるかまたは特殊信号発光機により、接近してくる列車に危険を知らせるものです。



踏切障害物検知装置

[押ボタン式踏切支障報知装置]

踏切道内で支障があったとき、通行者が非常ボタンを押すことで周辺を走行している列車に防護無線を利用して危険を知らせるものです。



押ボタン式踏切支障報知装置
非常押ボタン

5－3 駅における安全対策

(1) ホーム下転落防止対策

[足下灯]

電車とホームの間が大きく空いている箇所では、足下を照らしてお客さまに注意していただくよう蛍光灯やＬＥＤ灯など設置しています。



ＬＥＤ灯



蛍光灯

[車両連結部の転落防止用幌]

お客さまが、ホームと車両連結部の隙間から転落するのを防止するため、車両連結部分への取付けを進めています。



ガードスクリーンタイプ



ポールタイプ



幌布タイプ

(2) ホーム下転落時における事故防止対策

[非常通報装置]

ホームにおいて、列車の進出または進入時に、お客さまが線路へ転落するなど、不測の事態が発生した場合、ホームに設置した非常通報ボタンを押して乗務員に異常を知らせるものです。列車との接触事故を少なくする目的で、２００７年度末までに３９駅に設置しました。今後も順次設置をすすめる予定です。



非常通報ボタン

※非常通報装置設置駅（２００７年度末現在）

近鉄難波	近鉄日本橋	上本町	鶴橋	布施
河内小阪	八戸ノ里	東花園	生駒	富雄
学園前	大和西大寺	新大宮	近鉄奈良	京都
近鉄丹波橋	向島	小倉	大久保	新田辺
近鉄郡山	近鉄八尾	河内山本	河内国分	五位堂
大和八木	大阪阿部野橋	河内松原	藤井寺	古市
荒本	吉田	新石切	白庭台	学研北生駒
学研奈良登美ヶ丘		近鉄名古屋	近鉄四日市	津

[ホームステップ・ホーム下の待避スペース]

ホームにおいて、お客さまが線路に転落した場合の安全対策として、ホーム下の待避スペースのないところでホームに昇るステップを設置しています。列車との接触事故を少なくする目的で、２００８年度までに１１６駅に設置します。



ホームステップ



ホーム下待避スペース

(3) 地下駅の火災対策

地下駅での火災対策として、避難階段の煙や火炎を遮断する防火シャッター等の設置を進めています。また、駅では火災発生時に避難誘導が円滑に行われるよう、各所に避難経路図を設置しています。



避難階段通常の状態



耐火スクリーン降下状態



避難経路図

(4) AED（自動体外式除細動器）

2004年7月から非医療従事者によるAED（自動体外式除細動器）の使用が認められ、公共性の高い施設での設置がすすんでいます。

近畿日本鉄道では、近鉄難波駅、上本町駅、鶴橋駅、大阪阿部野橋駅、生駒駅、学園前駅、大和西大寺駅、近鉄奈良駅、大和八木駅、京都駅、小倉駅、大久保駅、近鉄名古屋駅、近鉄四日市駅の14駅に設置しています。



AED（自動体外式除細動器）

5-4 列車運行における安全対策

(1) A T S ・ A T C (自動列車停止装置・自動列車制御装置)

運転保安度の向上を図るため、近畿日本鉄道独自のA T Sをけいはんな線を除く全線に、A T Cを大阪市営地下鉄との相互直通運転に合わせけいはんな線に使用しています。

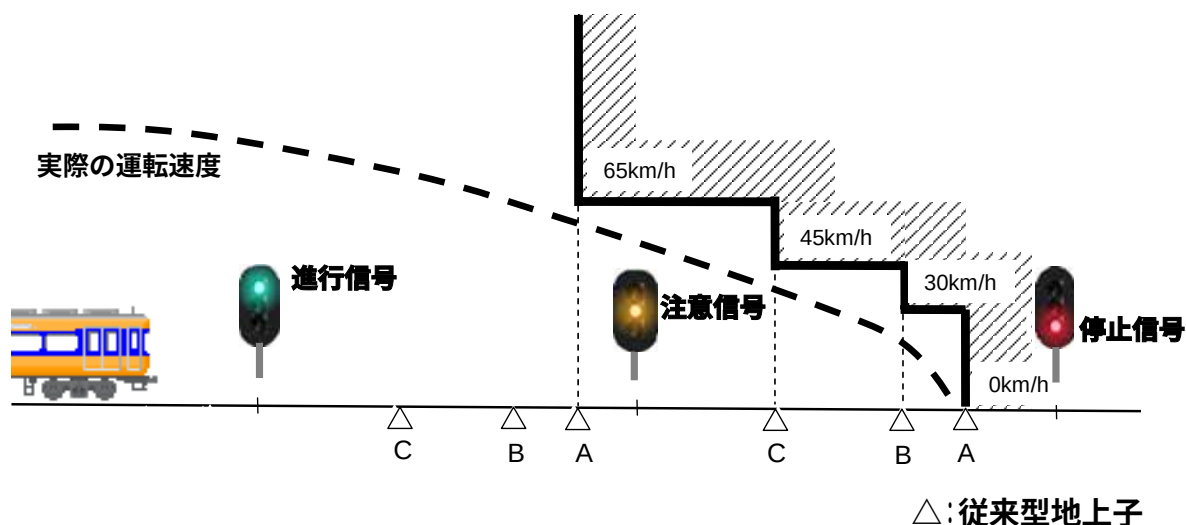
- ・A T Sとは軌道間に設置した地上子から車両に取り付けた車上子に制限速度の情報を伝達して、速度超過の場合に自動的に列車を停止させる装置です。
- ・A T Cとは走行レールに連続的に制限速度の情報を流して車上子で受け、速度超過の場合に列車を自動的に減速、停止させる装置です。
- ・信号用A T S以外にも、急曲線区間、分岐器など速度の制限が必要な箇所に速度制限用、上り急勾配の駅に停車する列車の後退を防ぐ後退防止用、踏切に近接した駅に駅停車列車用、終端駅には終点用、待避、入換線のある駅などには誤出発防護用と用途にわけて様々なA T Sを設置しています。

なお、従来型の機能にA T Sに加え、2007年度から全線区の曲線、分岐、駅近接踏切等の線路条件に応じて速度制限を行うトランスポンダ式A T Sシステム導入工事を実施しており、2008年6月から主要路線の一部で運用を開始しています。当システムは、駅間最高速度を超えないように速度制限するとともに、地上設備の設置地点から曲線区間の終端部まで連続的に速度制限する保安度の高いシステムで、今後も順次整備を進めて参ります。

[従来型A T Sの概要]

車上装置は従来型地上子からの制限速度情報を受け取るとこれを記憶し、連続的に列車の速度を監視する。列車の速度が照査速度を超えると直ちに非常制動が自動的に動作する。

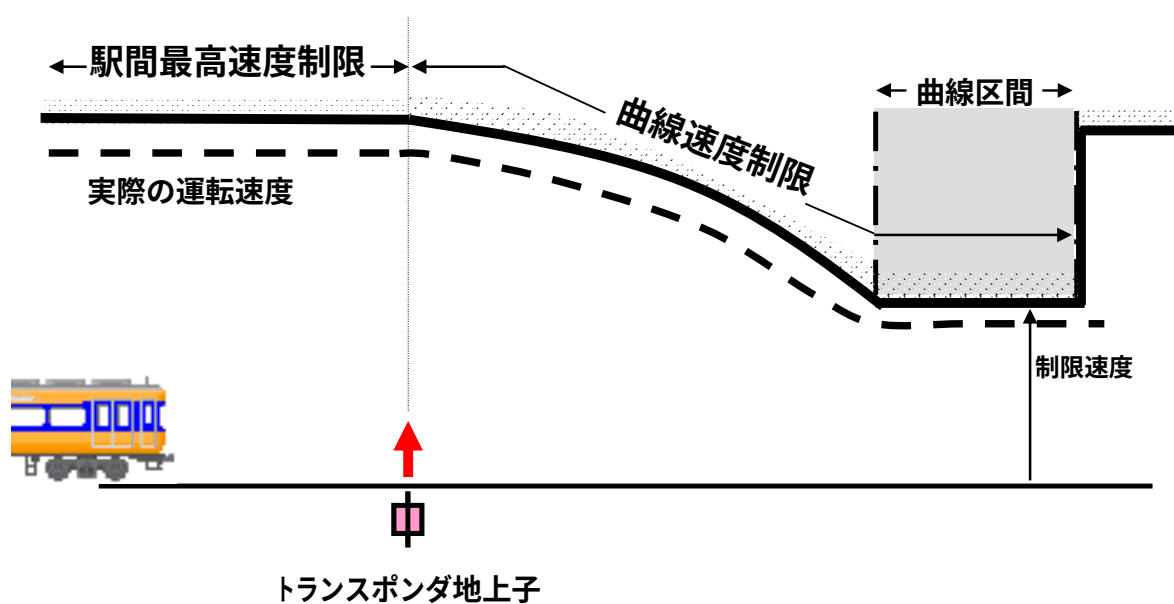
信号現示と制限速度の関係は下図のとおりです。



[トランスポンダ式ATSの概要]

トランスポンダ地上子からの速度制限情報（電文）を車上装置が受信し、速度照査パターンを発生させ、駅間最高速度を含め、速度制限終端部まで連続的に列車の速度を監視する。列車の速度が速度制限パターンを超えると直ちに非常制動が自動的に動作します。

曲線速度制限区間における速度照査は下図のとおりです。
従来型およびトランスポンダ地上子の情報を受信できる一体型車上子を開発しました。



運転台ATS表示



一体型車上子



トランスポンダ地上子



(2) 列車運行管理システム

運転指令業務の近代化と信号扱いの自動化を目的とした列車運行管理システムを導入し、現在は、難波線、奈良線、京都線、橿原線、天理線の全線と大阪線の青山トンネル以西、南大阪線、吉野線、長野線、御所線、けいはんな線で運用しています。また、2006年度から、名古屋地区の整備に着手し、大阪線青山トンネル以东、山田線、鳥羽線、志摩線、名古屋線、湯の山線、鈴鹿線を2010年度完成予定で工事を進めています。これによって、当社主要幹線の整備が完了いたします。このシステムは、列車運行状況の監視・ダイヤ管理・運転整理のほか、各駅の進路制御・案内制御などを行っています。



上本町運転指令所

(3) 運転士支援システム

GPS技術を利用して列車の位置特定を行い、その位置情報により音声や発光表示等の方法で運転士に対し運転支援（注意喚起）を行う運転士支援システムを2008年3月に導入しました。これは、小型ゲーム機程度の大きさの端末装置を運転士が携帯し、担当する列車の運転席に着脱するものです。具体的には、運転操作のタイミングを逸さないよう、駅と次の停車駅との間で計4回、注意喚起を行います。

- ①発車直後に、「次は〇〇駅停車」という次の停車駅の確認
- ②ブレーキ操作を開始すべき地点で、「停車、停車」というブレーキ操作開始の確認
- ③ホーム手前で、「〇両停車」といった列車編成両数の確認
- ④ホーム中央付近で、「ピッタリ停止」という停止の注意喚起

また、速度監視機能を設け、制限速度を超えないように音声と発光表示で注意喚起を行うほか、徐行区間の情報発信なども行うことが可能です。



5-5 テロ対策

(1) 防犯カメラの設置

不審者対策として、主要駅に防犯カメラを設置しています。なお、このカメラは駅事務室にてモニター監視および映像を録画しています。



(2) 不審物発見時のご協力お願いポスターおよび放送

駅構内や列車内において、不審物の発見等に関する協力依頼ポスターの掲示や放送などを実施し、お客さまへご協力をお願いしております。



(3) 警戒中腕章着用

テロ発生の可能性があり、警戒が必要となったときは、「特別警戒中」と記した腕章を着用し、警戒体制を敷いていることが見える形で巡回警備を行っています。



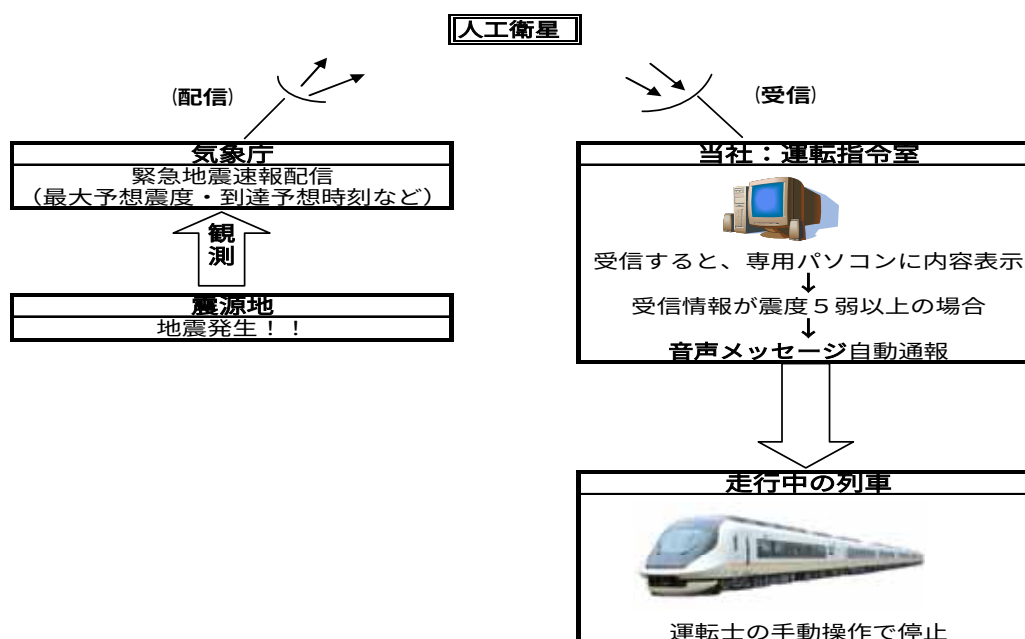
5-6 防災対策

(1) 地震対策

[緊急地震速報システム]

地震が発生した場合、気象庁の地震観測網がその地震の初期微動（P波）を捉え、震源地や規模、各地の主要動（大きな揺れ）到達時刻や震度等を推定し、主要動（S波）が到達する数秒～数十秒前に配信する情報で、当社のシステムは、この情報を受信して大きな揺れが到達する前に、走行中の列車に対して音声メッセージを自動的に通報することにより、被害の最小化を図るものです。

(概要図)



地震速報パソコン画面

[地震計システム]

地震発生時、走行中の列車に対して的確な指示を行うため、鉄道沿線の14箇所に設置した地震計の震度情報を上本町、東生駒、天王寺、名古屋の各運転指令所で必要とする箇所の情報を収集し、地震警報表示盤で表示および警報を鳴動させます。この情報をもとに、震度5弱以上の地震が発生したときは自動的に指令無線により運転指令者から走行中の列車に対して停止指令を通報できるよう地震情報通報装置も設置しています。なお、気象庁の震度発表後はそれにより運転規制を行います。



指令所の地震警報表示盤



警報・表示用地震計



感震器

[高架橋の耐震補強工事]

国土交通省の通達に基づき、高架橋の柱に鋼板を巻くなど、継続的に耐震補強工事を実施しています。



高架橋の耐震補強工事（施行前）



高架橋の耐震補強工事（完了後）

[駅舎等の耐震補強工事]

建築物耐震改修促進法および国土交通省通達に基づき、柱・梁の補強や耐震壁の設置など、計画的に駅舎等の耐震補強工事を実施しています。



駅舎等の耐震補強工事（施行前）



駅舎等の耐震補強工事（完了後）

[橋梁対策工事]

列車の運転保安度の向上を図るため、老朽化した橋梁について、適宜修繕や架け替え工事を実施しています。



橋梁対策工事（施行前）

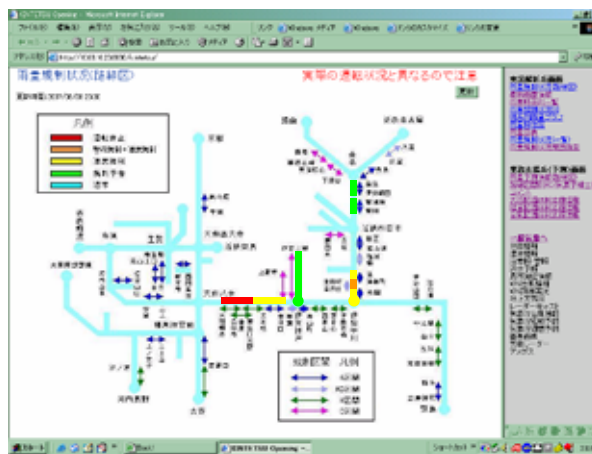


橋梁対策工事（完了後）

(2) 降雨対策

[雨量システム]

法面災害発生のおそれがある区間では、降雨量に応じた列車の運転規制を行っています。このため、当社では沿線各地に雨量計を設置し、降雨量を計測して規制値を超えたときにはアラームにより係員に知らせるシステムを導入しています。



雨量システムパソコン画面

(3) 強風対策

[風向風速計]

強風時に列車の運行規制を行う際の参考として、風向および風速を計測する装置で、発信器は、駅、橋梁、高架区間などの強風区間に設置しています。

当社では、風速が毎秒25メートル（一部線区では15メートル）程度となった場合は列車の出発を見合せ、通過列車は停止させる処置をとります。



表示器



発信器

(4) 落車対策

[落車警報装置]

線路に接近する道路からの自動車が運転を誤って転落した時、電線路柱に張ってある検知線が切れて、防護無線を発信し列車および駅に知らせる装置です。



検知線



非常報知灯

5－7 事故・災害に対する緊急時対応訓練

近畿日本鉄道では、緊急時に対応するための訓練を実施しています。

(1) 異常時総合訓練

鉄道では、名古屋地区は2007年11月9日三重県明和町の明星車庫において、また、大阪地区では11月15日奈良県香芝市の五位堂検修車庫において、「列車が踏切で自動車と接触し脱線」を想定した訓練をそれぞれ実施しました。社内の各部門はもとより地元の警察署、消防署が一堂に集まり事故発生からお客さまの救出、迅速な復旧作業、運転再開に至るまでの一連の訓練を行い万が一の事故や災害に備えています。索道においても6月29日、葛城索道線において搬器からの救助訓練を実施しました。

[鉄道訓練]



車内のお客さまを救出



脱線した車両を元に戻す



復旧作業を行う施設係員

[索道訓練]



ロープウェイ搬器から
救助用ロープ降下



ロープウェイ搬器から
救助袋により降下



お客様を地上に救出

(2) テロ対策訓練

2007年11月13日上本町駅地下ホームにおいて「ホームに置かれたバッグが破裂し、中に入った液体が飛散してお客さま数人が倒れた」との想定による有毒化学物質対策訓練を、地元消防署、近鉄百貨店、シェラトン都ホテル大阪と合同で通報連絡、避難誘導、救護の訓練を実施し異例時に備えています。

[化学テロ訓練]



訓練者の整列



化学防護服着用しての救助



AED 使用による救助活動

(3) 防災訓練

2007年9月14日、名古屋地区において「東海地震の警戒宣言発令」を想定した情報伝達訓練を実施しました。

[東海地震に係る情報伝達訓練]



情報センターでの情報収集



状況報告

5－8 社員教育

(1) 運転士の養成

当社では、国土交通省指定の「動力車操縦者養成所」において、約9ヶ月におよぶ学科講習および技能講習を行い、運転士の養成を行っています。各講習後は、試験を実施し、合格者を決定しますが、運転士となった後も定期的に「知識」、「技能」、「適性」の確認を行い、運転士としての資質の管理を行っています。

(2) 運転士教習用シミュレータ

運転士養成学科講習の教材として模擬車両の運転機器操作を体感するシミュレータ装置を西大寺教習所および白塚教習所に導入しています。

この装置は、シミュレーション機能が高いため、効果的な異例時の模擬体験が可能で、異例時対処能力向上に役立っています。



新シミュレータ イメージ図

5－9 安全への投資

鉄道安全関連設備の投資として2007年度には151億円投入し、高架化、踏切保安設備、変電所機器等の更新改良工事、軌道整備、防災対策等様々な安全対策を行っています。2008年度も203億円を予定しています。

	鉄道事業設備投資	うち、安全関連設備投資	安全関連設備投資の割合
2007年度実績	191億円	151億円	79%
2008年度計画	320億円	203億円	64%

※2008年度は、新リース会計基準の適用により大幅に増加しています。

索道につきましては、2007年度に1億6千万円投資し、索条更新等の工事を行いました。

6. お客さま、沿線のみなさまとともに

6-1 ご利用のお客さま、沿線のみなさまとともに高める安全

(1) 踏切事故防止キャンペーン

ドライバーおよび歩行者に対し、踏切で守るべきルールを再認識していただき、踏切事故の防止を図ることを目的とした「踏切事故防止キャンペーン」を毎年実施しています。

2007年は、運輸局の指導のもと9月21日から9月30日までの10日間（名古屋地区）、11月1日から11月10日までの10日間（大阪地区）実施しました。



(2) こども110番の駅

登下校時にこどもを犯罪の被害から守るため全国的な地域運動として始まった「こども110番の家」を鉄道駅へと広げる取組みで、近畿日本鉄道では2005年4月から駅長所在駅等で活動しています。

「こども110番の駅」では目印となるステッカーを見て、こどもたちが駅に助けを求めてきた場合に、保護し110番通報を行うなどの対応をとります。



こども110番の駅ステッカー

(3) サービス介助士資格取得

近畿日本鉄道では、よりきめ細やかで質の高いサービスをお客さまに提供するため、「サービス介助士」の資格取得を推進しています。2008年7月現在201名が資格を取得し、お年寄りや身体の不自由なお客さまに対し知識と技術をもって対応しており、今後も継続的に推進してまいります。

6-2 ご利用のお客さまへのお願い

(1) ホームでのお願い

主要駅には、各所に非常通報ボタンを設置しています。もし、ホームから転落したお客さまを認めるなど、何らかの異常を発見したときは、直ちに非常通報ボタンを押してください。



非常通報ボタン

(2) 車内でのお願い

各車両には車内通報装置を設置しています。もし、車内で異常を発見したときは、車内通報押ボタンを押すと運転室の表示灯が点灯するとともにブザーが鳴動し乗務員に異常を知らせます。また、一部の車両では、乗務員と通話する機能がついており、車内通報押ボタンを押した後、乗務員が通話確認を行うと、通話ランプが点灯し通話可能となります。



車内通報装置



車内通報装置（通話機能付）

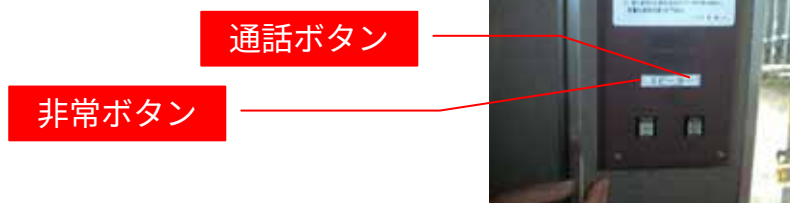
(3) 踏切でのお願い

踏切道において、車などが停止している等異常を発見したときは、警報機付近にある非常ボタンを強く押してください。異常を列車に知らせるシステムになっております。



(4) ロープウェイでのお願い

ロープウェイには、緊急の場合や係員に連絡したい場合に使用する無線機を設置しています。緊急の場合は、非常ボタンを押すと係員に異常を知らせることができ、また、通話ボタンを押すと係員と通話ができます。



7. 近畿日本鉄道に関するお問合せ

列車の運賃・時刻・行事・沿線情報等に関するお問合せ

旅客案内テレフォンセンター（受付時間 9時～19時 年中無休）

大阪地区 06-6771-3105

名古屋地区 052-561-1604

ご意見・ご要望はホームページの「近畿日本鉄道へのご意見・ご要望」のフォームよりお願いします

近畿日本鉄道ホームページ

<http://www.kintetsu.co.jp/>

近鉄

KINTETSU CORPORATION